

平成28年度 文教委員会資料②

【議案第14号】

川崎市個人市民税の控除対象となる寄付金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料	川崎市個人市民税の控除対象となる寄付金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表
----	--

市 民 文 化 局

(平成29年2月8日)

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(申出等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、所轄庁（特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）が市長である特定非営利活動法人（以下「市認証法人」という。）にあっては、第4号から第6号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条第1項各号（認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。<u>以下同じ。</u>）にあっては、次条第1項第1号及び第5号）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 市長は、第1項の申出があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を<u>公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに</u>、第3項第2号から第6号まで（当該申出をした特定非営利活動法人が市認証法人である場合にあっては、同項第2号及び第3号）に掲げる書類を、第2項の申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(申出等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、所轄庁（特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）が市長である特定非営利活動法人（以下「市認証法人」という。）にあっては、第4号から第6号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条第1項各号（認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）にあっては、次条第1項第1号及び第5号）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 市長は、第1項の申出があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を<u>公告するとともに</u>、第3項第2号から第6号まで（当該申出をした特定非営利活動法人が市認証法人である場合にあっては、同項第2号及び第3号）に掲げる書類を、第2項の申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正後	改正前
<p>(指定特定非営利活動法人の基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人とするための手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所及び市内の事務所（市内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。以下同じ。）において閲覧させること。</p> <p>ア 事業報告書等</p> <p>イ 前条第3項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる書類</p> <p>ウ 第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び同条第4項の書類</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(指定特定非営利活動法人の基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人とするための手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所及び市内の事務所（市内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。以下同じ。）において閲覧させること。</p> <p>ア 事業報告書等</p> <p>イ 前条第3項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる書類</p> <p>ウ 第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び同条第3項の書類</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p>

改正後	改正前
<p>(変更の届出等)</p> <p>第9条 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 定款の記載内容</p> <p>(2) 役員の名又は住所若しくは居所</p> <p>(3) 代表者の氏名</p> <p>(4) 主たる事務所又は市内の事務所の所在地</p> <p>(5) 現に行っている事業の内容</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動法人が市認証法人である場合において、当該届出が、同項第1号に掲げる事項の変更に係るものであるときは特定非営利活動促進法第25条第3項の認証の申請又は同条第6項の規定による届出をもって、前項第2号に掲げる事項の変更に係るものであるときは同法第23条第1項の規定による届出をもって、前項の規定による届出に代えることができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動法人が所轄庁が市長である認定特定非営利活動法人（以下「市認定法人」という。）である場合において、当該届出が同項第3号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、特定非営利活動促進法第53条第1項の規定による届出をもって第1項の規定による届出に代えることができる。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による届出（第2項に規定する当該届出に代わる申請又は届出を含む。）が指定特定非営利活動法人の名称又は主たる事務所の所在地の変更に係るものであるときは、その変更の手続を行うものとする。</p> <p>5 市長は、第1項の規定による届出（第2項及び第3項に規定する当該届出に代わる申請又は届出を含む。）が第7条第1号から第3号まで又は第5号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、インターネットの利用その他の方法により、当該変更に係る事項を公表するものとする。</p>	<p>(変更の届出等)</p> <p>第9条 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 定款の記載内容</p> <p>(2) 役員の名又は住所若しくは居所</p> <p>(3) 代表者の氏名</p> <p>(4) 主たる事務所又は市内の事務所の所在地</p> <p>(5) 現に行っている事業の内容</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動法人が市認証法人である場合において、当該届出が、同項第1号に掲げる事項の変更に係るものであるときは特定非営利活動促進法第25条第3項の認証の申請又は同条第6項の規定による届出をもって、前項第2号に掲げる事項の変更に係るものであるときは同法第23条第1項の規定による届出をもって、前項の規定による届出に代えることができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出（前項に規定する当該届出に代わる申請又は届出を含む。<u>次項において同じ。</u>）が指定特定非営利活動法人の名称又は主たる事務所の所在地の変更に係るものであるときは、その変更の手続を行うものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による届出が第7条第1号から第3号まで又は第5号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、インターネットの利用その他の方法により、当該変更に係る事項を公表するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(書類の備置き、閲覧等)</p> <p>第10条 指定特定非営利活動法人は、第3条第3項第2号及び第3号に掲げる書類を、当該指定特定非営利活動法人となった日から起算して5年間(第13条第1項の申請により基準の一部の適合が免除された指定特定非営利活動法人にあつては、3年間)、主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、<u>第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間</u>、主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度の寄附者名簿</p> <p>(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第54条第2項の規定による同項第1号から第3号までに掲げる書類の作成及び備置きをもって、前項の規定による同項第1号から第3号までに掲げる書類の作成及び備置きに代えることができる。</u></p> <p>4 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。</p>	<p>(書類の備置き、閲覧等)</p> <p>第10条 指定特定非営利活動法人は、第3条第3項第2号及び第3号に掲げる書類を、当該指定特定非営利活動法人となった日から起算して5年間(第13条第1項の申請により基準の一部の適合が免除された指定特定非営利活動法人にあつては、3年間)、主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、<u>翌々事業年度の末日までの間</u>、主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度の寄附者名簿</p> <p>(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類</p> <p>3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>5 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、<u>特定非営利活動促進法第54条第3項の規定による書類の作成及び備置きをもって、前項の規定による書類の作成及び備置きに代えることができる。</u></p>	
<p>6 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書等</p> <p>(2) 第3条第3項第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる書類</p> <p>(3) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は<u>第4項</u>の書類</p>	<p>4 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書等</p> <p>(2) 第3条第3項第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる書類</p> <p>(3) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は<u>前項</u>の書類</p>
<p>7 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の閲覧に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、<u>特定非営利活動促進法第54条第4項の規定による書類（同条第2項第2号及び第3号並びに同条第3項の書類に限る。）の閲覧をもって、前項の規定による同項第3号に掲げる書類（第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第4項の書類に限る。）の閲覧に代えることができる。</u></p>	
<p>8 指定特定非営利活動法人は、第4条第1項第5号ア及びイに掲げる書類に係る電磁的記録について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。</p>	<p>5 指定特定非営利活動法人は、第4条第1項第5号ア及びイに掲げる書類に係る電磁的記録について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等及び前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による事業報告書等の提出に係る指定特定非営利活動法人が市認証法人である場合は、特定非営利活動促進法第29条の規定による提出をもって、前項の規定による事業報告書等の提出に代えることができる。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第55条第1項の規定による同法第54条第2項第2号及び第3号に掲げる書類の提出をもって、第1項の規定による前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類の提出に代えることができる。</u></p> <p>4 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、<u>前条第4項</u>の書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第55条第2項の規定による同法第54条第3項の書類の提出をもって、前項の規定による前条第4項の書類の提出に代えることができる。</u></p> <p>6 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、当該指定特定非営利活動法人及びその事業に係る概要報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等及び前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による事業報告書等の提出に係る指定特定非営利活動法人が市認証法人である場合は、特定非営利活動促進法第29条の規定による提出をもって、前項の規定による事業報告書等の提出に代えることができる。</p> <p>3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、<u>前条第3項</u>の書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、当該指定特定非営利活動法人及びその事業に係る概要報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(書類の公開)</p> <p>第12条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた次に掲げる書類について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書等(過去<u>5年間</u>に提出を受けたものに限る。)</p> <p>(2) 第3条第3項第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる書類</p> <p>(3) 第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は<u>同条第4項</u>の書類(過去<u>5年間</u>に提出を受けたものに限る。)</p> <p>2 市長は、<u>前条第6項</u>の規定により提出を受けた概要報告書を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>(書類の公開)</p> <p>第12条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた次に掲げる書類について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書等(過去<u>3年間</u>に提出を受けたものに限る。)</p> <p>(2) 第3条第3項第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる書類</p> <p>(3) 第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は<u>同条第3項</u>の書類(過去<u>3年間</u>に提出を受けたものに限る。)</p> <p>2 市長は、<u>前条第4項</u>の規定により提出を受けた概要報告書を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>
<p>(規則で定める規模の特定非営利活動法人の基準等の特例)</p> <p>第13条 規則で定める規模の特定非営利活動法人に対しては、その申請により、第4条第1項第5号に掲げる基準の適合を免除する。</p> <p>2 前項の規定により基準の一部の適合が免除された特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人となったときは、第10条第2項第2号及び第3号、<u>第4項、第6項第3号</u>(同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに<u>同条第4項</u>の書類に限る。)並びに<u>第8項</u>並びに第11条第1項(第10条第2項第2号及び第3号に掲げる書類に限る。)及び<u>第4項</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>(規則で定める規模の特定非営利活動法人の基準等の特例)</p> <p>第13条 規則で定める規模の特定非営利活動法人に対しては、その申請により、第4条第1項第5号に掲げる基準の適合を免除する。</p> <p>2 前項の規定により基準の一部の適合が免除された特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人となったときは、第10条第2項第2号及び第3号、<u>第3項、第4項第3号</u>(同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに<u>同条第3項</u>の書類に限る。)並びに<u>第5項</u>並びに第11条第1項(第10条第2項第2号及び第3号に掲げる書類に限る。)及び<u>第3項</u>の規定は、適用しない。</p>

改正後	改正前
<p>(電磁的記録による備置き等)</p> <p>第14条 指定特定非営利活動法人は、<u>第10条第1項、第2項及び第4項</u>の規定による書類の備置きについては、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書類の備置きに代えて当該書類に係る電磁的記録の備置きを行うことができる。</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、<u>第10条第2項及び第4項並びに第11条第6項</u>の規定による書類の作成については、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書類の作成に代えて当該書類に係る電磁的記録の作成を行うことができる。</p> <p>3 指定特定非営利活動法人は、<u>第10条第6項</u>の規定による書類の閲覧については、同項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書類の閲覧に代えて当該書類に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧をさせることができる。</p>	<p>(電磁的記録による備置き等)</p> <p>第14条 指定特定非営利活動法人は、<u>第10条第1項から第3項</u>までの規定による書類の備置きについては、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書類の備置きに代えて当該書類に係る電磁的記録の備置きを行うことができる。</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、<u>第10条第2項及び第3項並びに第11条第4項</u>の規定による書類の作成については、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書類の作成に代えて当該書類に係る電磁的記録の作成を行うことができる。</p> <p>3 指定特定非営利活動法人は、<u>第10条第4項</u>の規定による書類の閲覧については、同項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書類の閲覧に代えて当該書類に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧をさせることができる。</p>
<p>(指定特定非営利活動法人に該当しないこととする事由等)</p> <p>第17条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 第6条各号(第2号及び第3号を除く。)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により、指定特定非営利活動法人となったとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく、前条第3項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(4) 特定非営利活動促進法第43条第1項又は第2項の規定により設立の認証を取り消されたとき。</p> <p>(5) 特定非営利活動促進法第67条第1項若しくは第2項の規定により同法第44条第1項の認定を取り消され、又は同法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により同法第58条第1項の<u>特例</u></p>	<p>(指定特定非営利活動法人に該当しないこととする事由等)</p> <p>第17条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 第6条各号(第2号及び第3号を除く。)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により、指定特定非営利活動法人となったとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく、前条第3項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(4) 特定非営利活動促進法第43条第1項又は第2項の規定により設立の認証を取り消されたとき。</p> <p>(5) 特定非営利活動促進法第67条第1項若しくは第2項の規定により同法第44条第1項の認定を取り消され、又は同法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により同法第58条第1項の<u>仮認</u></p>

改正後	改正前
<p><u>認定</u>を取り消されたとき。</p> <p>(6) 指定特定非営利活動法人から指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続を行うことを求める申出があったとき。</p> <p>(7) 更新申出期間内に、第8条第1項の申出がなかったとき（同項ただし書に規定するときを除く。）。</p> <p>(8) 第8条第1項の申出があった場合であって、当該指定特定非営利活動法人が同条第2項において準用する第4条第1項第1号から第7号までに掲げる基準のいずれかに適合しないと市長が認めたとき。</p> <p>(9) 指定特定非営利活動法人が解散したとき。</p> <p>2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続を行うことができる。</p> <p>(1) 第4条第1項第2号、第3号又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法第29条又は第9条第1項、<u>第10条第1項、第2項、第4項、第6項若しくは第8項若しくは第11条第1項若しくは第4項の規定を遵守していないとき。</u></p> <p>(3) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。</p> <p>3 市長は、当該指定特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人に該当しないこととなったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を公表するものとする。</p> <p>4 第4条第2項及び第3項の規定は、第2項の手続について準用する。</p>	<p><u>定</u>を取り消されたとき。</p> <p>(6) 指定特定非営利活動法人から指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続を行うことを求める申出があったとき。</p> <p>(7) 更新申出期間内に、第8条第1項の申出がなかったとき（同項ただし書に規定するときを除く。）。</p> <p>(8) 第8条第1項の申出があった場合であって、当該指定特定非営利活動法人が同条第2項において準用する第4条第1項第1号から第7号までに掲げる基準のいずれかに適合しないと市長が認めたとき。</p> <p>(9) 指定特定非営利活動法人が解散したとき。</p> <p>2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続を行うことができる。</p> <p>(1) 第4条第1項第2号、第3号又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法第29条又は第9条第1項、<u>第10条各項若しくは第11条第1項若しくは第3項の規定を遵守していないとき。</u></p> <p>(3) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。</p> <p>3 市長は、当該指定特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人に該当しないこととなったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を公表するものとする。</p> <p>4 第4条第2項及び第3項の規定は、第2項の手続について準用する。</p>